

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」(令和 7 年厚生労働省令第 95 号)が本日公布され、令和 7 年 10 月 1 日に施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正し、令和 7 年 10 月 1 日より適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第 1 ～第 4 （略）				確定給付企業年金規約例 第 1 ～第 4 （略）			
規約型確定給付企業 年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業 年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 4 章 給付	第 6 章 給付			第 4 章 給付	第 6 章 給付		
第 1 節 通則	第 1 節 通則			第 1 節 通則	第 1 節 通則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(裁定) 第 1 1 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 第 1 項の規定に よる給付の裁定の 請求は、事業主に対 し、受給権者の氏 名、性別、生年月日 及び住所を記載し た請求書を提出し、 又はこれらの事項 を電子情報処理組 織（送信者の使用に 係る電子計算機と、 受信者の使用に係 る電子計算機とを 電気通信回線で接 続した電子情報処 理組織をいう。）を 使用する方法のう ち次の各号に掲げ るいずれかのもの	(裁定) 第 4 7 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項の規定に よる給付の裁定の 請求は、基金に対 し、受給権者の氏 名、性別、生年月日 及び住所を記載し た請求書を提出し、 又はこれらの事項 を電子情報処理組 織（送信者の使用に 係る電子計算機と、 受信者の使用に係 る電子計算機とを 電気通信回線で接 続した電子情報処 理組織をいう。）を 使用する方法のう ち次の各号に掲げ るいずれかのもの	(略)	○ 障害給付金 及び遺族給付 金の支給は任 意であること （法第 2 9 条 第 2 項）。 ○ 「その他の 生年月日を証 する書類」の 具体例として は、マイナン バーカード （個人番号カ ード）、運転免 許証・運転経 歴証明書、旅 券（パスポー ト）、在留カー ド・特別永住 者証明書があ げられること	(裁定) 第 1 1 条 （略） 2 ・ 3 （略） 4 第 1 項の規定に よる給付の裁定の 請求は、受給権者の 氏名、性別、生年月 日及び住所を記載 した請求書に、生年 月日に関する市町 村長（特別区の区 長を含むものとし、 指定都市にあつて は、区長又は総合 区長とする。以下 同じ。）の証明書 又は戸籍の抄本そ の他の生年月日を 証する書類（以下 この条において「 基本添付書類」と いう。）を添付し て、事業主に提	(裁定) 第 4 7 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項の規定に よる給付の裁定の 請求は、受給権者の 氏名、性別、生年月 日及び住所を記載 した請求書に、生年 月日に関する市町 村長（特別区の区 長を含むものとし、 指定都市にあつて は、区長又は総合 区長とする。以下 同じ。）の証明書 又は戸籍の抄本そ の他の生年月日を 証する書類（以下 この条において「 基本添付書類」と いう。）を添付し て、基金に提出	(略)	○ 障害給付金 及び遺族給付 金の支給は任 意であること （法第 2 9 条 第 2 項）。 (新設)

(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により提供することにより行うものとし、生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付するものとする。 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回	(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により提供することにより行うものとし、生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付するものとする。 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 二 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回		(規則第33条第1項第1号)。 ○ 規第11条第7項(基第47条第6項)は、基本添付書類を住基ネット情報又は署名用電子証明書の送信による確認で代替する場合の例であること(規則第33条第4項第1号)。 ○ 規第11条第8項(基第47条第7項)は、障害給付金及び遺族給付金の請求時に添付する基本添付書類以外の書類を情報提供等記録開示システムによる確認で代替する場合の例であること(規則第33条第4項第2号)。	出することによって行う。	することによって行う。		○ 規第11条第7項(基第47条第6項)は、基本添付書類を住基ネット情報で代替する場合の例であること。 (新設)
---	---	--	---	---------------------	--------------------	--	--

線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 〔5 障害給付金の請求に当たっては、前項の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供により行い、基本添付書類及び次の各号に掲げる書類を添付する。 一・二 （略）〕 〔6 遺族給付金の請求に当たっては、<u>第4項に規定する記載事項に加え、第33条第1項各号及び同条第2項各号</u>に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分	線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 〔4 障害給付金の請求に当たっては、前項の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供により行い、基本添付書類及び次の各号に掲げる書類を添付する。 一・二 （略）〕 〔5 遺族給付金の請求に当たっては、<u>第3項に規定する記載事項に加え、第69条第1項各号及び同条第2項各号</u>に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分				〔5 障害給付金の請求に当たっては、前項の請求書に、基本添付書類及び次の各号に掲げる書類を添付する。 一・二 （略）〕 〔6 遺族給付金の請求に当たっては、<u>第4項の請求書に第33条第1項各号及び同条第2項各号</u>に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。 一・二 （略）〕	〔4 障害給付金の請求に当たっては、前項の請求書に、基本添付書類及び次の各号に掲げる書類を添付する。 一・二 （略）〕 〔5 遺族給付金の請求に当たっては、<u>第3項の請求書に第69条第1項各号及び同条第2項各号</u>に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。 一・二 （略）〕		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

に応じ、当該各号に定める書類を添付する。 一・二 （略）] [7 前3項の規定にかかわらず、<u>事業主</u>の委託を受けた企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けた場合であって、<u>事業主</u>により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書の送信をすることによって、<u>事業主</u>に	に応じ、当該各号に定める書類を添付する。 一・二 （略）] [6 前3項の規定にかかわらず、<u>基金</u>の委託を受けた企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けた場合であって、<u>基金</u>により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書の送信をすることによって、<u>基金</u>によ				[7 前3項の規定にかかわらず、<u>事業主</u>の委託を受けた企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けた場合であって、<u>事業主</u>により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、<u>第4項</u>の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。]	[6 前3項の規定にかかわらず、<u>基金</u>の委託を受けた企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けた場合であって、<u>基金</u>により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、<u>第3項</u>の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。]		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

より当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、基本添付書類を添付することを要しない。]	り当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、基本添付書類を添付することを要しない。]			(新設)	(新設)		
[8 第 5 項及び第 6 項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した第 5 項各号及び第 6 項各号に定める書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、事業主により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類を添付することを要しない。]	[7 第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 6 条第 3 項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した第 4 項各号及び第 5 項各号に定める書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、基金により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類を添付することを要しない。]						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(未支給の給付) 第 17 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の規定による未支給給付の	(未支給の給付) 第 53 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の規定による未支給給付の	(略)	○ 未支給の給付は、死亡した受給権者への給付の支給	(未支給の給付) 第 17 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の規定による未支給給付の	(未支給の給付) 第 53 条 (略) 2・3 (略) 4 第 1 項の規定による未支給給付の	(略)	○ 未支給の給付は、死亡した受給権者への給付の支給

支給の請求は、<u>事業主</u>に対し、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、<u>第11条第4項</u>の例により、給付の裁定の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供をしなければならない。 一・二 （略） 〔5 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システムを通じて取得した同項各号に掲げる書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であつ	支給の請求は、<u>基金</u>に対し、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、<u>第47条第3項</u>の例により、給付の裁定の請求書の提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供をしなければならない。 一・二 （略） 〔5 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システムを通じて取得した同項各号に掲げる書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であつ		に関する義務が発生しているものについて支給するものであり、遺族給付金と異なるものに留意すること。 《<u>規第33条</u>（<u>基第69条</u>）参照》 ○ 第5項は、未支給の給付の請求時に添付する第4項各号に掲げる書類を情報提供等記録開示システムによる確認で代替する場合の例であること（<u>規則第34条</u>）。 ○ 第6項の規定を定めない場合には、未支給給付は、それを受けるべき同順位の者の共有に属すること（<u>民法第898条</u>）。 ○ 未支給給付を受けることができる者及	支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、<u>事業主</u>に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、<u>第11条第4項</u>の例により、給付の裁定の請求書を<u>事業主</u>に提出しなければならない。 一・二 （略） （新設）	支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、<u>基金</u>に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、<u>第47条第3項</u>の例により、給付の裁定の請求書を<u>基金</u>に提出しなければならない。 一・二 （略） （新設）	に関する義務が発生しているものについて支給するものであり、遺族給付金と異なるものに留意すること。 《<u>規第33条</u>（<u>基第69条</u>）参照》 （新設） ○ 第5項の規定を定めない場合には、未支給給付は、それを受けるべき同順位の者の共有に属すること（<u>民法第898条</u>）。 ○ 未支給給付を受けることができる者及
--	---	--	--	--	--	--

て、事業主により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類を添付することを要しない。〕 〔6 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。〕	て、基金により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類を添付することを要しない。〕 〔6 (同左) 〕		びその順位は可変的であること（令第26条第1項及び第2項）。また、遺族給付金を受けることができる遺族の範囲及び順位と同一とする必要はないこと。				びその順位は可変的であること（令第26条第1項及び第2項）。また、遺族給付金を受けることができる遺族の範囲及び順位と同一とする必要はないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2節 老齢給付金	第2節 老齢給付金			第2節 老齢給付金	第2節 老齢給付金		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(支給の繰下げ) 〔第23条〕老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、事業主に、○歳に達する日の属する月まで当該老齢給付金の支給を繰り下げることができる。 2～3 (略)	(支給の繰下げ) 〔第59条〕老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、基金に、○歳に達する日の属する月まで当該老齢給付金の支給を繰り下げることができる。 2～3 (略)	(略)	(略)	(支給の繰下げ) 〔第23条〕老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、事業主に、○歳に達する日の属する月まで当該老齢給付金の支給を繰り下げることができる。 2～3 (略)	(支給の繰下げ) 〔第59条〕 (同左)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(一時金として支給	(一時金として支給			(一時金として支給	(一時金として支給		

する老齢給付金) [第24条] (略) 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、同項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を <u>事業主</u> に提出し、又は当該事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。 3～5 (略)	する老齢給付金) [第60条] (同左) (略) 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、同項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を <u>基金</u> に提出し、又は当該事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならない。 3～5 (略)	(略)	(略)	する老齢給付金) [第24条] (略) 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、同項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を <u>事業主</u> に提出しなければならない。 3～5 (略)	する老齢給付金) [第60条] (同左) (略) 2 (同左) 3～5 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第3節 脱退一時金	第3節 脱退一時金			第3節 脱退一時金	第3節 脱退一時金		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(支給の繰下げ) [第28条] 脱退一時金の受給権者 (<u>第5条第3号</u> に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。) は、 <u>事業主</u> に、65歳に達す	(支給の繰下げ) [第64条] 脱退一時金の受給権者 (<u>第41条第3号</u> に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。) は、 <u>基金</u> に、65歳に達す	(略)	(略)	(支給の繰下げ) [第28条] 脱退一時金の受給権者 (<u>第5条第3号</u> に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。) は、 <u>事業主</u> に、65歳に達す	(支給の繰下げ) [第64条] 脱退一時金の受給権者 (<u>第41条第3号</u> に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。以下この条において同じ。) は、 <u>事業主</u> に、65歳に達す	(略)	(略)

るまで〔又は再加入により前後の加入者期間を合算するまで〕当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～4 (略)	るまで〔又は再加入により前後の加入者期間を合算するまで〕当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～4 (略)			るまで〔又は再加入により前後の加入者期間を合算するまで〕当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～4 (略)	するまで〔又は再加入により前後の加入者期間を合算するまで〕当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。 2～4 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第8章 年金通算	第10章 年金通算			第8章 年金通算	第10章 年金通算		
第1節 脱退一時金相当額の移換	第1節 脱退一時金相当額の移換			第1節 脱退一時金相当額の移換	第1節 脱退一時金相当額の移換		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(中途脱退者への <u>事業主</u> の説明義務) 第65条 (略)	(中途脱退者への <u>基金</u> の説明義務) 第101条 (略)	(略)	(略)	(中途脱退者への <u>事業主</u> の説明義務) 第65条 (略)	(中途脱退者への <u>事業主</u> の説明義務) 第101条 (略)	(略)	(略)
第2節 脱退一時金相当額等の受換	第2節 脱退一時金相当額等の受換	(略)	(略)	第2節 脱退一時金相当額等の受換	第2節 脱退一時金相当額等の受換	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(受換者となること ができる加入者への <u>事業主</u> の説明義務) 第76条 (略)	(受換者となること ができる加入者への <u>基金</u> の説明義務) 第112条 (略)	(略)	(略)	(受換者となること ができる加入者への <u>事業主</u> の説明義務) 第76条 (略)	(受換者となること ができる加入者への <u>事業主</u> の説明義務) 第112条 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第10章 雑則	第13章 雑則			第10章 雑則	第13章 雑則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(業務概況の周知) 第90条 (略) 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一～三 (略) 四 <u>電子情報処理組織</u> を使用する	(業務概況の周知) 第127条 (略) 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一～三 (略) 四 <u>電子情報処理組織</u> を使用する	(略)	(略)	(業務概況の周知) 第90条 (略) 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一～三 (略) 四 <u>電子情報処理組織</u> （送信者の	(業務概況の周知) 第127条 (略) 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。 一～三 (略) 四 <u>電子情報処理組織</u> （送信者の	(略)	(略)

方法により加入者に提供する方法	方法により加入者に提供する方法				使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものにより加入者に提供する方法 イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用	使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものにより加入者に提供する方法 イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用		
-----------------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--

五（略） 3（略） （届出） 第91条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。 2 前項の規定による死亡の届出は、事業主に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により行うものとし、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。 〔3 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システムを通じて取得した同項に定める書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、事	五（略） 3（略） （届出） 第128条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨をこの基金に届け出なければならない。 2 前項の規定による死亡の届出は、基金に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により行うものとし、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。 〔3 前項の規定にかかわらず、情報提供等記録開示システムを通じて取得した同項に定める書類の内容に係る情報の提供を受けた場合であって、基	（略）	○ 第3項は、死亡の届出時に添付する第2項に定める書類を情報提供等記録開示システムによる確認で代替する場合の例であること（規則第118条）。 ○ 第4項ただし書は、現況届を住基ネット情報で代替する場合の例であること。	に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 五（略） 3（略） （届出） 第91条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。 （新設）	に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 五（略） 3（略） （届出） 第128条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、この基金に提出することによって行う。 （新設）	（略）	（新設） ○ 第3項ただし書は、現況届を住基ネット情報で代替する場合の例であること。
---	--	------------	--	---	---	------------	--

業主により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類を添付することを要しない。] [4 年金給付の受給権者は、<u>事業主</u>に対し、毎年1回生存に関する届書を提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供をしなければならない。ただし、<u>事業主</u>の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、<u>事業主</u>により生存の事実が確認された者は、この限りでない。]	金により当該書類の内容に係る情報の確認が行われたときは、当該書類を添付することを要しない。] [4 年金給付の受給権者は、<u>基金</u>に対し、毎年1回生存に関する届書を提出又は電子情報処理組織を使用する方法による情報の提供をしなければならない。ただし、<u>この基金</u>の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、<u>この基金</u>により生存の事実が確認された者は、この限りでない。]			[3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を<u>事業主</u>に提出しなければならない。ただし、<u>事業主</u>の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、<u>事業主</u>により生存の事実が確認された者は、この限りでない。]	[3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を<u>この基金</u>に提出しなければならない。ただし、<u>この基金</u>の委託を受けた連合会が住民基本台帳法第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けた場合であって、<u>この基金</u>により生存の事実が確認された者は、この限りでない。]		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)